

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第10号

損害賠償の額の決定について

市庁舎内における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和4年12月22日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市開田2丁目在住の者

2 事故の概要

令和4年10月21日午前9時頃、市庁舎1階市民課執務室入口付近においてパーテーションが転倒し、相手方に接触し受傷させた。

3 損害賠償の額

27,393円